

令和元年 第4回天城町議会定例会

第 4 日

令和元年12月13日（金曜日）

令和元年第4回天城町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年12月13日（金曜日）午前10時開議

開議

- | | | | |
|--------|---------------------------|--|---------------|
| ○日程第1 | 議案第51号 | 天城町水道事業の設置等に関する条例の制定について | 町長提出 |
| ○日程第2 | 議案第52号 | 天城町水道事業給水条例の制定について | 町長提出 |
| ○日程第3 | 議案第53号 | 天城町水道事業運営審議会条例の制定について | 町長提出 |
| ○日程第4 | 議案第54号 | 天城町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について | 町長提出 |
| ○日程第5 | 議案第55号 | 天城町監査委員条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第6 | 議案第56号 | 天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第7 | 議案第57号 | 天城町印鑑条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第8 | 議案第58号 | 天城町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第9 | 議案第59号 | 天城町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第10 | 議案第60号 | 天城町町道の路線の廃止及び変更について | 町長提出 |
| ○日程第11 | 議案第61号 | 令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第4号）について | 町長提出 |
| ○日程第12 | 議案第62号 | 令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について | 町長提出 |
| ○日程第13 | 議案第63号 | 令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について | 町長提出 |
| ○日程第14 | 議案第64号 | 令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について | 町長提出 |
| ○日程第15 | 議案第65号 | 令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について | 町長提出 |
| ○日程第16 | 陳情第10号 | 徳之島自動車学校存続について | 総務文教
常任委員長 |
| ○日程第17 | 事務検査特別委員会の委員長報告について | | 特別委員会
委員長 |
| ○日程第18 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について | | 議会運営
委員会 |
| ○日程第19 | 常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について | | 各常任
委員会 |

閉会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	武田正光君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤井恒利君 議会事務局書記 宇都克俊君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	春利正君
教委総務課長	基田雅美君	会計課長	張本康二君
社会教育課長	神田昌宏君	税務課長	岸恭聖君
企画課長	前田好之君	保健福祉課長	碓本順一君
建設課長	昇浩二君	水道課長	柚木洋佐君
農業委員会事務局長	上松重友君	農政課長	福健吉郎君
農地整備課長	大久明浩君	町民生活課長	森田博二君
商工水産観光課長	祈清次郎君	選挙管理委員会書記長	山田悦和君
総務課長補佐	中村慶太君		

△ 開議 午前10時00分

○議長（武田 正光議員）

これから本日の会議を開きます。
直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第1 議案第51号 天城町水道事業の設置等に関する条例の
制定について

○議長（武田 正光議員）

日程第1、議案第51号、天城町水道事業の設置等に関する条例の制定について
を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

おはようございます。それでは、議案の提案理由について説明させていただきます。

議案第51号、天城町水道事業の設置等に関する条例の制定について御説明いたします。

天城町水道事業への移行に伴い、令和2年4月1日からでございますが、地方公営企業法第4条の規定に基づき、天城町水道事業の設置等に関する条例を制定するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、天城町水道事業の設置等に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第52号 天城町水道事業給水条例の制定について

○議長(武田 正光議員)

日程第2、議案第52号、天城町水道事業給水条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第52号、天城町水道事業給水条例の制定について御説明いたします。

天城町水道事業への移行に伴い、天城町簡易水道事業給水条例を廃止し、新たに天城町水道事業給水条例を制定しようとするものでございます。

御審議のほど、お願いいたします。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第52号、天城町水道事業給水条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第53号 天城町水道事業運営審議会条例の制定について

○議長(武田 正光議員)

日程第3、議案第53号、天城町水道事業運営審議会条例の制定についてを議題

とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第53号、天城町水道事業運営審議会条例の制定について御説明いたします。

天城町水道事業への移行に伴い、天城町簡易水道事業運営審議会条例を廃止し、新たに天城町水道事業運営審議会条例を制定するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第53号、天城町水道事業運営審議会条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第54号 天城町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

○議長（武田 正光議員）

日程第4、議案第54号、天城町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第54号、天城町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について御説明いたします。

天城町水道事業への移行に伴い、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、

天城町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定するものであります。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第54号、天城町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第55号 天城町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第5、議案第55号、天城町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第55号、天城町監査委員条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

天城町水道事業への移行に伴い、地方公営企業法等の規定に基づき、改正を行うものでございます。御審議のほど、お願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第55号、天城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第56号 天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第6、議案第56号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第56号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

令和元年人事院勧告に伴い、給料表及び一般職員の勤勉手当の改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。質疑ございませんね。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第56号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第57号 天城町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第7、議案第57号、天城町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第57号、天城町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明いたします。住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、住民票に旧氏が記載できるように、旧氏でも印鑑登録が可能となりました。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、印鑑登録を受けることができない者の規定が、成年被後見人から意思能力を有しない者に改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第57号、天城町印鑑条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第58号 天城町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第8、議案第58号、天城町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第58号、天城町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

鹿児島県道路占用料徴収条例の改正に伴い、鹿児島県に準じて改正を行おうとするものでございます。

御審議のほど、お願いいたします。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。

○10番(松山 善太郎議員)

まず、基本的なことをお伺いしたいと思います。

県の条例が変わるということは、県道の占用使用料が変わるということだと思いますが、県の県道のとおりにならないといけないという何かあるんですかね。

○建設課長(昇 浩二君)

お答えします。

天城町道路管理条例によりまして、第15条、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる、その2項であります。前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、天城町道路占用徴収条例に規定のない以外は、鹿児島県道路占用料徴収条例に準ずるということであります。

○10番(松山 善太郎議員)

規定のない以外というのがあるわけですかということが1点。要するに、天城町に道路占用料条例があれば、そのとおりにしていいということでもいいのか。それと、鹿児島県と天城町の条例は一緒なのか。

○建設課長(昇 浩二君)

お答えします。

条例の中身、徴収の中身としては県とは多少違います。私たちの条例の中には県にあってないものが多々あります。その中で県と合致したものは県の条例に従うということで考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

いま一度聞きます。電話柱が今のところ930円ですよね。鹿児島県も930円なのか。電柱が今のところ1千600円ですよね。これも鹿児島県も一緒なのかということですが、聞いているのは。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

鹿児島県は本年の4月から——済いません、県は30年2月に議案提出をして変更してございますので、天城町が遅れていたということになります。県も570円であります。930円が570円と下がっているのを天城町がそのままにしておいたために今回改定をお願いしたというところでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

ちなみに、予算書を見ればわかるのですが、電話柱千本ぐらいあるんですかね。電柱が500本、600本ぐらいあるんですかね。これを見ますとね。これはやはり、これを見ますと値上げの部分はあるんですよね、上がる部分は。変圧とその他これに類する工作物、これが幾らぐらいあるかわかりませんが、930円が570円に下がるわけですよね。1千600円が1千300円に下がるわけです。提案はそれ以上やっているとは思いますが、これで貸付料の財産収入がどれぐらい減るのか計算していますか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員のおっしゃった電話柱487本でございます。930円が570円になりますと、930円のとときに45万2千910円と、570円の場合は27万7千590円ということで、総体的にこれは電話柱であります。九州電力の電柱が618本、これが1千600円が1千300円に減りますので、全徴収額は98万8千800円に対し80万3千400円ということで、いろいろございますが、総体的に以前の徴収額としては196万8千100円ということで、改正後は168万1千2円ということでマイナス28万7千98円ということで収入は減るということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

計算をしていけばいいのですが、1つ気になりますね。電話柱が予算書では多分

90万ぐらいになっているんですが、予算書では去年も今年も、これは930円の90万であれば500本ではちょっと足りないんじゃないですかね。違いますか。これは去年も今年も一緒の予算額で見えていますよ、90万ぐらいで。となりますと、ほかの何かが入っている。公衆電話はありませんからね。変圧塔とかそういうのが入っているんですかね。予算措置したときの詳しいのがありますかね。財産収入のNTTのがもう91万2千円になっていますよ、去年もことしも。

○建設課長（昇 浩二君）

済みませんでした。では、NTT西日本、電話柱と地下埋設物がございます。電話柱に関しまして、当初の予算では930円を掛けて45万2千910円と。地下埋設物、直径10cm未満が1万4千981m、これがm当たり30円ということで44万9千430円と。10cm以上の埋設物279mございます。これが単価が40円ということで1万1千160円。合計して91万3千500円ということになっております。

○10番（松山 善太郎議員）

だから、少し計算が違うんじゃないですか。今言った地下埋設物というのも今が930円なんですか。それも570円に下げるといことですかね。

○建設課長（昇 浩二君）

では、改正後を申し上げます。NTT西日本につきまして、電話柱につきまして930円が570円ということで、本数に掛けますと27万7千590円と。埋設物メーター数は一緒であります、今回訂正により34円という単価になります。それが50万9千354円。10cm以上が279mは変わりませんが、単価が51円ということで1万4千229円。トータルで80万1千173円と、11万ぐらいですかね、NTTの場合はそのぐらい減になっているということでもあります。

○10番（松山 善太郎議員）

これは今さらそこまでやるなとも言えませんね。町長、やはりこういうのは、もし値下げしないでもいいものであれば、県の言いなりに、言いなりと言ったらちょっと語弊がありますが、県に準ずる必要がない天城町で条例があればそれでいいというような書き方もありそうな気がしますので、ここら辺は3カ町あたりで話し合っって少し抵抗してみようかぐらいはやってもいいんじゃないですかね。どういもんですかね。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

使用料条例、徴収条例というものは大体準則みたいな形で並んでいるかというふうに思いますけれども、今、松山議員のおっしゃるような形で貴重な一般財源とな

り得るものでありますので、そこら辺についてまたこれから協議できるもの、そしてまた、もとどおりの使用料・徴収料でお願いできるものについてはそのような形でまた協議を進めてみたいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

最後です。私の町ではたかだか30万、40万でも、3カ町になれば既に100万ですよ。鹿児島県だけでNTTと九電がどれぐらいのプラスになるかというのも、私たちが大企業の味方をする必要は全くないわけですのでね。電気をつけてもらって電話を使わせてもらってありがたいんですが、私たちが想像できないぐらいもうけている大きな会社ですので、こういったところで、それは鹿児島県あたりは弱いかわかりませんが、私たちは別に思われる必要もないし、ここら辺はできなくても基本的にはこうしたい、こうあってもいいんじゃないかというそういったシビアな考えは持ってほしいと思いますよ。何でもかんでも「はい」じゃなくて、なぜか、誰がもうけるのか、私たちが損をするのか、だったら、損をする金額は幾らかというぐらいは全員が共有したほうがいいと思いますよ。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

答弁要りますか。

○10番（松山 善太郎議員）

いや、要りません。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第58号、天城町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 9 議案第 59 号 天城町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第 9、議案第 59 号、天城町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第 59 号、天城町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

天城町水道事業への移行に伴い、布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格の実務経験年数等の改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第 59 号、天城町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 10 議案第 60 号 天城町町道の路線の廃止及び変更につ

いて

○議長（武田 正光議員）

日程第10、議案第60号、天城町町道の路線の廃止及び変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第60号、天城町町道の路線の廃止及び変更について御説明いたします。

道路法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

寺田4号線453mを廃止し、寺田3号線を493mに変更を行うものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

単純なことなのですが、町道から農道に変わるというのはどういった理由ですかね。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

農道に変える理由は、農地整備課の事業の推進上ということであります。

○10番（松山 善太郎議員）

そう言われると舗装をするのかなということが一つと、わかりました、農道にしないと舗装ができないのかなと。場所をもうちょっと具体的に教えてもらえますか。これは何度も議会から要望が出ているのですが、少し場所をわかりやすく言ってもらわないと、寺田4号線といいますと、兼久の人はわかるでしょうね。寺田3号線という。これは何回も相談しているんですけど、簡単な地図でも一緒に明示してもらえないかということですね。これはどうしても無理なんですかね、簡単な地図をつけるのは。それと、今言ったので、私の解釈でいいんでしょうかね。舗装するためには農道にしないといけないというので。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

寺田3号線ですが、堆肥センターの上の横線のほうから上に向かっての路線になります。3号線ですね。4号線は叶さんの今圃場があると思うんですが、わからな

いですか。堆肥センターの上のほう一帯になるんですが、そのところに3号線と4号線がございます。今回、基盤整備促進事業で241.6m、これを舗装する方向で今動いているところです。事業費としては国が50%、町が40%となります。事業費は今年度1千320万円の予算のうち、契約額が今1千314万5千円という契約を交わしております。ここについても若干変更等がございますので、予算額に近い状態での事業となろうかと思っております。幅員は4mです。

○10番（松山 善太郎議員）

了解です。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第60号、天城町町道の路線の廃止及び変更について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第61号 令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第4号）について

△ 日程第12 議案第62号 令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について

△ 日程第13 議案第63号 令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について

△ 日程第14 議案第64号 令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について

△ 日程第 1 5 議案第 6 5 号 令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第 3 号）について

○議長（武田 正光議員）

日程第 1 1、議案第 6 1 号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第 4 号）について——日程第 1 5 まで一括上程します。日程第 1 2、議案第 6 2 号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 3 号）について、日程第 1 3、議案第 6 3 号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 3 号）について、日程第 1 4、議案第 6 4 号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第 2 号）について、日程第 1 5、議案第 6 5 号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第 3 号）について、以上 5 件を一括議題とします。

この 5 件の議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第 6 1 号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第 4 号）について御説明いたします。

歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 4 千 2 7 4 万 7 千円を追加し、予算総額を 6 3 億 2 千 3 4 万 3 千円に定めようとするものでございます。

歳入におきましては、地方譲与税 1 0 0 万 8 千円の増額、地方特例交付金 1 千 3 2 万 3 千円の増額、分担金及び負担金 3 千 1 2 万 6 千円の減額、使用料及び手数料 6 万 9 千円の減額、国庫支出金 4 千 6 8 5 万 5 千円の増額、県支出金 1 千 8 2 0 万 2 千円の増額、財産収入 9 5 万 7 千円の増額、寄附金 2 千 5 万円の増額、繰入金 6 6 4 万 2 千円の増額、諸収入 3 0 0 万 5 千円の増額、町債 6 千 5 9 0 万円の増額でございます。

歳出におきましては、議会費 2 5 8 万 4 千円の減額、総務費 3 千 6 2 9 万 1 千円の増額、民生費 8 2 9 万 9 千円の減額、衛生費 3 9 8 万 3 千円の増額、農林水産業費 4 千 2 6 4 万 4 千円の増額、商工費 3 千 3 7 4 万 6 千円の増額、土木費 6 千 3 1 1 万 2 千円の増額、消防費 1 7 9 万 6 千円の増額、教育費 6 0 万 3 千円の増額、災害復旧費 2 千 8 5 4 万 5 千円の減額でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 6 2 号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 3 号）について御説明いたします。

歳入歳出予算にそれぞれ 1 千 1 8 9 万 7 千円を追加し、予算総額 1 0 億 7 2 3 万

円に定めようとするものでございます。

歳入におきましては、県支出金 787 万 3 千円の減額、繰入金 1 千 9 7 7 万円の増額でございます。

歳出におきましては、保険給付費 1 千 4 2 万円の増額、国民健康保険事業納付金 2 2 万 8 千円の増額、保険事業費 1 8 2 万円の減額、諸支出金 3 0 6 万 9 千円の増額でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 6 3 号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 3 号）について御説明いたします。

歳入歳出予算にそれぞれ 2 1 6 万 3 千円を追加し、予算総額を 9 億 8 千 2 5 5 万 5 千円に定めようとするものです。

歳入におきましては、国庫支出金 1 5 万 4 千円の増額、繰入金 1 3 2 万 1 千円の増額、諸収入 6 8 万 8 千円の増額でございます。

歳出におきましては、総務費 2 1 0 万 7 千円の増額、保険給付費 5 万 6 千円の増額でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 6 4 号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第 2 号）について御説明いたします。

歳入歳出予算にそれぞれ 2 0 0 万円を追加し、予算総額を 7 千 1 2 0 万 2 千円に定めようとするものでございます。

歳入におきましては、繰入金 1 2 0 万円の増額、諸収入 8 0 万円の増額でございます。

歳出におきましては、諸支出金 2 0 0 万円の増額でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 6 5 号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第 3 号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の増減はなく、歳出予算の組み替えでございます。予算総額は 3 億 4 千 1 2 8 万 5 千円でございます。

歳出におきまして、一般管理費が 4 4 万 7 千円の増額、維持管理費が 4 4 万 7 千円の減額でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。質疑をされる方は、各会計名とページ数を述べてから質疑をお願いしたいと思います。

○11番（前田 芳作議員）

一般会計の40ページ、災害復旧費の農地災害で2千922万円減額、それから土木の災害費で1千235万3千円減額、査定を受けた件数と決定になった件数。後でよろしいんですが、場所の一覧を議会のほうにいただけますかね。これを質問するのが、今期のサトウキビが19日から始まりますけれども、農道で大分壊れて危ない箇所があるんですよね。運搬車が走れないような状況のところがありますので、まずは査定を受けた件数、決定になった件数、土木もそうですが、その件数をひとつお願いします。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

農地のほうが7件、農地と施設の合併ですが、農地3件の施設3件、施設のほうで5件の18件となっております。今回、事業としては14事業地区として今動いているところです。予算額としては、設計額が3千925万1千300円、契約額が3千813万1千580円となっております。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

査定件数が3件、査定実施済み3件ということで、河川1件、道路が2件ということになっております。

査定額につきましては、合計で2千249万7千783円ということであります。

○11番（前田 芳作議員）

松原の戸森に行く路線がありますよね。あそこは農道ですか。町道ですかね。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

戸森線ということで我々建設課で工事をする予定で査定を受けてございます。

○11番（前田 芳作議員）

決定だということですか。

○建設課長（昇 浩二君）

はい、いただいております。

○11番（前田 芳作議員）

そういう箇所がありますので、あそこは特に19日からのキビの搬送には非常に危ないと思うんですよね。上のほうにもう通行どめの看板を入れるかしないと、大型車は上から下ってくると非常に危険な場所ですので、そこら辺まで気配りをお願いしたいと思います。

後で、場所等を農地整備課も建設課も資料だけいただけますか。お願いします。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

○6番（大吉 皓一郎議員）

関連してですけど、今、そのことを40ページの災害の件について話そうとおっしゃったんですけど、大分これ、件数を出したんじゃないかと思っておるんですけど、これはちょっと減になっていますが、真瀬名の今、橋のところから上のほうにずっと行くところがありますけど、パチンコ屋のところから当部に行く道路、あそこの土手がずっと崩れておって、災害のときに崩れたので、それも件数に入ったんじゃないかと思ったんですけど、何もありませんけど、側溝も埋まっておって土砂がずっと30mぐらい落ちております、土手がですね。その件と、あと次、30ページ、農業創出緊急支援事業工事請負というのがあります、今回、3千100万ですかね、研修ハウス。これは緊急対策としてやったのかなと思って、非常にありがたいと思っておりますが、この件についてお聞きします。

それと、29ページ、農地中間管理事業負担金200万円余りですかね、これは補正で対応するとありますが、最初からできなかったのかどうか。ここらあたりと、この負担金は話で聞くと個人に集積だから渡るんじゃないかなという話ですが、それと、37ページ、中学校管理費の200万円の減をしております。ここらあたりの落ちている原因と、これに対するほかにこれは組み替えでもできなかったのかどうか聞きたいです。

以上です。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

真瀬名橋から重田建設の（「そうそう、そのところ」と呼ぶ者多し）はい。わかりました。災害は現年災が基本であります。過年災となるものは査定に取り込めないというのがございましてやっておりますが、あそこは今農道となっているんじゃないかなというふうに私は思っておりますが、そこら辺を見て水路等が埋まっていれば両課で考えてみたいというふうに思っております。

○6番（大吉 皓一郎議員）

その件も、農地・水のことではできないかという話をしたんですけど、なかなか大きいと、崩れたのが大きいということではできなかったようですね。大分距離が長いし、道も大分狭くなっています。ここらあたり、災害のときは人数を多く出して災害をなるべくとるように、なるべく持ち出しをしないように、災害でできるように対応をお願いしたいと思っております。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、30ページの農業創出緊急支援事業でございます。これにつきましては、農業センターの研修ハウスでございます。昨年の台風24号で6棟が大分大きなダメージを受けました。今年度予算で3棟については修復しながら今の研修生等の指導を行っているところですが、昨年度から災害復旧事業とかいろいろな事業を検討してまいりましたが、今年度は奄振事業の奄美群島成長戦略推進交付金事業に一応手を挙げておりました。実施年度は令和2年度、3年度の2カ年を予定しておりましたが、今回、県のほうから令和元年度に前倒ししてできる事業はないかということで、今回補正事業もあるようですので、前倒しで実施していきたいということになります。今回につきましては、6棟中の3棟を建てかえるということになっております。

続きまして、29ページの農地中間管理事業費です。当初計画では地区を天城地区と松原地区ということで計画しておりましたが、いろいろありまして、今現在、西阿木名地区に変更してございます。その分で西阿木名地区22haの集積を見込んでおります。その分で面積的、また、集積率が80%を超えるということで、単価のほうも若干上がりますので、今回150万近くを補正したということでございます。

○教委総務課長（基田 雅美君）

お答えします。

中学校管理費の一般賃金の件ですけれども、これは特別支援介助員の賃金でしたけれども、まず、1人の方が7月をもってお辞めになられましたので、その分のその後の12月までの賃金を計上しています。あと、もう1人の中学校の介助員ということでいろんな方に当たりながら募集もしてきましたけれども、1人どうしても見つからずに、12月までの分を一応減にしております。残りまだ3カ月ありますので、その分はまだ残してある状況であります。

あと、今、組み替えができないかということでしたけれども、恐らく施設、私たちがそこをちょっと相談もしながらだったんですが、当初予算のほうでちょっと金額はかかります。私たちがこの1年、2年を実は中学校、大吉議員のほうがよく知っている特に北中学校の照明に関して電気もいろいろ変えてみたんですが、どうしてもやっぱり暗いというイメージがありますので、当初予算のほうで今見積もりもとりながら、そこで対応しようという計画をしております。今回、組み替えは施設に関しましてはしなかった状況です。

○6番（大吉 皓一郎議員）

そういう案件は対応は今していると、電球関係、ありますが、ここでちょっと話をしておきますが、天中の体育館もこの間、9月過ぎに行ったら4つぐらい切れておるし、あと天中の武道館、これは何回も私は言っています、4、5年ぐらい前から。武道館の更衣室とかシャワー室、扉。それと、北中は電気もですけど、日が今入ってブラインドを遮光ブラインドなどをつけると非常に子供たちも安心して落ちついて勉強ができるんじゃないかと考えていますので、ぜひこれは当初でも対応してもらえればありがたいと思っております。

それと、西阿木名、これ、委員会のときに話をしたんですけど、そのとき、私は女性団体のほうから聞きまして、マスゲームの練習に行ったら、体育館は電気をみんな変えてありましたけど、暗いと。その後も行ってみたんですけど、夜に行ったんですけど、暗い。何とか明るい電気をつけるような電球があると思いますので、そこらあたりも当初で対応してもらえればありがたいです。

とにかく予算組み替えでもして何とか一歩ずつ進めていけたらと考えておりますので、私は何とか今その姿勢を大事にしたいと思っております。当初、また見てみたいと思っておりますので、ぜひ御検討を実施するようにお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

答弁はいいですか。

○4番（奥 好生議員）

予算書の金額のことじゃないんですけれども、ちょっと細かくなりますけれども、私、9月の定例会の補正予算の審議の中で、予算書の作り方についてお願いしました。予算書が法令どおりにつくられていないということで、これについては先日の11月8日の臨時議会の、これは取り下げになりましたけれども、この予算書から法令どおり順番よくつくられております。

ただ、もう1点お願いしたいのは、11月8日のときのなんですけれども、間にとじ込まれている表紙みたいなのがあるんです。これは中扉というそうなんですけれども、これがそのときは1ページごとに表紙みたいなのが入っていたんですね。これは無駄じゃないかということで総務の財務の担当に言いまして、今回はそれが1枚だけ入っています。この1枚も9ページと10ページの間に入っているんですけれども、歳入予算書に関する説明書（一般会計）となっておるんですけれども、これも次の10ページに歳入歳出の補正予算事項別明細書というタイトルが打たれていますので、これも省いたらどうかと思うんですね。こういったのは事務改善委員会あたりでもそんなのは検討して、こういう無駄なところは省く。そうすることによって、ここに2枚の紙が要らなくなるんですよ。そういったところ、細かいようなんですけれども、ここはよろしく願います。

それと、もう1点、歳入の予算説明のところに括弧書きして補正とか書いてあるんですけども、これ全体が補正予算書なんですよ。補正と書くのであれば、国の予算とか、もうちょっとわかりやすく書いていただきたいと思います。例えば、これ、来年この予算書を見て、補正予算書の中に補正というのが書いてあったら何が何だかわからないですよ。そういうところと、もう一つ大事なことですけど、法令に「普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない」、もう一つの施行令なんですけれども、そこには、歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書及び給与費の内訳を明らかにした給与費明細書もつけるということになっているんですけども、補正の中で職員の給与の増減があれば給与明細書もつけるということになっています。今までそういったのをあんまり見たことがないんですけども、こういったのも長い間の慣行の中でそういったのをつけていなかったんですけども、今の時代は法令に沿った形でやっていくのがいいんじゃないかと思いますけれども、それについて、総務課長補佐、よろしくお願いします。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えします。

今、奥議員からの質問に対して、今後、財政のほうと打ち合わせをしながら添付していきたいと考えております。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（吉村 元光議員）

35ページ、一般会計です。公営住宅建設事業費のことですが、建設課長に質問が集中して大変申しわけありませんが、お尋ねいたします。

今回の補正で3千万の地方債の財源充当による住宅建設がなされておりますが、これはもう大変いいことだと思います。

それで、私、この財源を見てもっと住宅建設をふやしてほしいという話なんですけれども、活用プログラムによって計画されて、県のほうと協議の上、住宅建設は進められていると思うんですが、これを今後はもっと財政とも協議しながら、町長は過去の議会において定住促進等で非常に住宅建設は前向きに取り組みたいということをおっしゃっておりますので、これをもっとふやしたら財政にどういった影響が出るのか協議されて、もっと私はふやしてほしいと思うんですよ。建設課サイドではそういった財源予測などはちょっと時間的にないと思うんですが、そういった方向で進めてほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。建設課長、お願ひします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

住宅不足はたびたび議会の中で論議されているところであります。財政が許すのであればつくっていただけるものと思いますが、一応は言われている長寿命化計画というのがまずもって立ててありますので、その中で動くものだというふうに思っております。それによらないと国の補助金が受けて作業ができないという順番になっておりますので、まず、長寿命化計画というのを策定すると。策定の段階で活用プログラムなるものができてくるということなので、それによってつくっていくのは結構だというふうに思っております。

また、我々は今、町単事業もやっておりますけれども、町単事業等は町の議員のおっしゃるように財政と相談をして2戸ずつつくってはいるんですが、それが4戸なりとかいうのは財政と協議していこうというふうに考えております。

○3番（吉村 元光議員）

過去の答弁の中で、活用、長寿命化計画ですか、これに基づかないとなかなか進められないような感じに聞こえたり、それはローリング修正等なんかをしてまたふやすなりのことはできるようなこともいろいろ聞いたりします。常に財政側に話して、財政の計画などを入れてローリング修正、こういったのをしてなるべくふやしていくという考えですか、こういったのをしていかないと、財政と常に協議されているわけでもないと思うんですよ。そういう姿勢でいかないとなかなかふえてはいかないと私は思うんですよ。町長とも協議してですね。町長の意向はふやそうと今思っていると思うんですよ。それが財政の事情を今おっしゃいましたが、財政は私、今現在は少し余裕があると思うんですよ。そこらあたりを考えてどんどん前向きに進めていかないと、お互いに財政のほうとも進めないと思いますので、今後はそういうふうに財政のほうも考えて、建設課サイドにいろいろな内情を、財政状況を説明したりしてどんどん進める形を、システムをつくっていただきたいと思います。

以上です。

○13番（平山 栄助議員）

一般会計の28ページ、一般質問の続きではありませんが、目の鳥獣被害対策費でイノシシ、これはこれで結構なんですけど、そして、29ページにいきますと、目の25、農業創出緊急支援事業費でドローン購入が200万円の減、直進アシスト購入が100万円、これはどういように捉えていいんですか。私は課長もドローンを飛ばしてイノシシを今集落内にすみついているのを何とか駆除していかないと捕獲頭数はふえないんじゃないのということで質問したんですが、このドローンは何のための、そしてイノシシの被害対策にするドローンはどのようにするおつもり

なんですかね。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、鳥獣被害対策の補助金のところで総合推進交付金66万9千円、これにつきましては、イノシシ捕獲用のスマート農業関係の器具の導入であります。今、これについては、くくりわなを長距離無線式捕獲おりわなシステム、こういったのがありまして、携帯電話等で、スマートフォンで状況を見てしっかりと扉を閉めたり、くくりわなのスイッチを入れるというシステムでございます。これにつきましては、親機が23万1千円で天城町一面をカバーできる親機なのですが、それと子機が6台ということで、今、子機が大体4万4千円、これを6台導入して、それを猟友会に貸し出すということを考えております。

下のほうの100万につきましては、昨日来ありました電気柵とアニマルネット等の追加分の予算でございます。

次のページの農業創出緊急支援事業、当初予算で園芸分野におけるスマート農業ということで補助事業を申請しておりました。その際、農薬散布用のドローンとして200万、また、トラクターに装着する直進アシストが100万で、どうにか町で導入できないかということで計画を進めておりましたが、4月の早い段階で町内にも農薬散布のドローンを所有している方が今現在2名いらっしゃいます。そういうことと、また、直進アシストにつきましてはなかなか導入到達が難しいということになりまして、そういったことから県のほうとも相談してドローンとアシストの購入は差し控えたところでございます。

今現在、事業としましては、先ほど言いました町内の2軒の所有者とも連携しながら、農薬散布——これ、園芸、バレイショの農薬散布なんですけど、そういったことを実演並びに推進していくということであります。

それと、もう1点、イノシシの捕獲に関するドローンでございますが、これにつきましては来年度の事業の中で導入を検討していくということとしております。

○13番（平山 栄助議員）

わかりましたが、例えば、親機を持って6台をスマートフォンで操作するわけですよ。例えば、じゃあ、三京とか当部、与名間の山間部に行った場合、これが機能しますか、その機材自体が。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

天城町内は全て親機でカバーするというところでありますが、議員さんおっしゃるように、ちょっと谷間になったところ、こういったところは電波が不通になるとい

うことであります。しかしながら、山の中とかそういったところについては直線でつながるような極端に谷間でない限りそれが作動するということであります。

○13番（平山 栄助議員）

ちょっとわからないところがあるんですが、29ページの目なんですが、目の25と30はこういった組み方でよろしいんですか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

25目につきましては、もともと農政課園芸係で展開してきた事業でございます。今回につきましてはソフト事業ということでこの目を使っておりまして、今回、先ほど、農業センターのハウスの改修ということで、補正事業で対応するという事になっていきますので、これから執行する中で混乱しないように新しい目を設けさせていただいたということになります。

○13番（平山 栄助議員）

その説明であればいいでしょう。

それと、24ページと23はダブりますが、目の天城保育所から南部、北部までいきますと、節のほうを見ますと非常にこういった予算の組み方をしてどういうふうにこれ説明されます。ちょっと詳しくお願いします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

保育所費のところ、恐らく賃金のところのお尋ねだと思っているんですが（「はい」と呼ぶ者多し）はい。今回、まず、天城保育所のほうの賃金のほうです。一般賃金が116万5千円減額になっておりますけれども、保育士賃金につきましては、職員もしくは嘱託の方のお休みのときに代替さんということで計上してありました。11月段階で年休消化分とかこの先の休みを見込んで、3月ではなく、もうこの時点でこれ以上は使わないなということで減額してあるところです。

南部保育所につきましては、嘱託の保育士をずっと募集かけていたところなんですけれども、なかなか応募がございませんでした。嘱託できなかった分の減額、それに伴いまして一般の代替さんの保育士を雇い入れた関係で一般賃金のほうが上がっているということになります。

北部保育所につきましては、5月に嘱託さんの異動、天城保育所のほうに1人異動していただきました、お近くの方を。その関係で北部から天城のほうにということで異動になっているところです。

あとの分につきましては、備品の実施状況とかいうところで補正を上げさせていただいたところです。

以上です。

○13番（平山 栄助議員）

これは町長とか総務課、その担当もちょっと検討してもらいたい。例月監査でもずっとこれ指摘しているんですが、例えば、保育士の有資格は理解できます。無資格という「無」を何とか表現を変える方向。これは見る人が見ると、例えば、免許は確かにないわけですよ。あんまりいい表現ではないんじゃないかなと思うんですよ。例えば、教員免許ない人がじゃあ学校で、同じような感じになると思うんですが、無資格の「無」を何とかソフト的な表現に変えないとちょっとまずいんじゃないかなと思うし、また、町民から見ると天城町はそこまで保育士の免許のない人ばかりいるのかと。あんまりいい感じを受けませんので、来年あたり何とか何かいい表現等がありましたら。余計な質問かもわかりませんが。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

今、御指摘のとおりです。表現的には非常に危惧される表現となっております。実は今、子育て支援員の研修を去年からずっと計画を立てているところでして、ただ、今のところ、指導する研修者が見つからない状況ではあるんですけど、何とかこの研修を実現して、その中で当然、資格のない方には必ずその研修を受けていただいて、子育て支援員賃金とかいう形で何とか持っていきたいと考えているところです。

また、新年度は会計年度のところもございまして、表現等についても検討していきたいと思っております。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑はないですか。

○7番（久田 高志議員）

歳出の18ページ、目の5、財産管理費の中で委託料、節の13番、弁護士委託90万円とございますが、この内容。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えいたします。

これは、民事裁判に伴う弁護士の委託料に伴うものです。

○7番（久田 高志議員）

民事裁判とは、どの案件でしょうか。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

地元業者のほうから訴訟がありましたので、町側の弁護士を立てての訴訟に対する弁護士の補正でございます。

○7番（久田 高志議員）

あと、課長補佐、2つほどいろんな案件が天城町はあったと思っておりますが、これ、訴訟じゃなくて、我々が事務調査特別委員会を設置した調停の中の案件の弁護士費用ではないわけですか。別。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

一応、調停事件ということで弁護士に依頼をかけているところです。（「調停も訴訟っていうのと聞いているの」と呼ぶ者多し）済いません、言葉の誤りです。調停の件で弁護士費用として上げてあります。

○7番（久田 高志議員）

防災センターに関する調停の案件だと認識しておりますが、ちょうど委員会としての報告もいたしますけれども、事務調査特別委員会の中で調停に関する質疑がございました。その中で、天城町には一切瑕疵はなかったという答弁がございました。もしそれが事実であれば、申立人へ損害賠償するべき案件だと思っております。

しかしながら、委員会の調査では、調停を申し立てられるような要因が天城町にもあったのではないかと思われまます。そういった場合、責任の所在を明確にして相応の対処をした後に予算の執行はするべきだと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えいたします。

徳之島簡易裁判所の裁判官のほうから、一応、本件調停費用は各自の負担とすることで裁判所のほうから受けております。

○7番（久田 高志議員）

そういった場合、各自の負担ということで和解をしているということですが、この要因に関する責任の所在ですよね。これは明確にしてから執行していただきたいと。そうでなければ、やみくもに調停やら裁判やらを申し立てられることによって、何ら責任もなく弁護士費用がかさんでいくおそれが今後ありますので、しっかりと職務に応じた責任の所在をはっきりしながら、その対処をした後の予算執行を強く求めたいと思います。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ないですか。

○10番（松山 善太郎議員）

質疑ありますので、あんまり慌てないでもらいたいと思います、議長。

後期高齢者の6ページ、一番後ろのほうです。後期高齢者医療、歳入のところに諸収入ということで保険料の還付金があります。後期高齢者です。歳出を見ますと、全く同じ文言で保険料の還付金というのがございます。これは金の流れはもうわか

ります。保険料の還付金の歳出に一般会計から120万繰り入れた。どこからかはわかりませんが、保険料の還付金というのが80万入っている。これについてまず、とりあえず説明をお願いします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

この件につきましては、特別徴収で納めていただいている部分で、年金機構に返すのか、御本人に返すのかというのが約1年後にわかるケースがあります。その分をまた処理して大部分、今回上げさせていただいた分は年金機構ではなく、御本人様にお返しする分ということで判明した分を計上させていただきました。

○10番（松山 善太郎議員）

これは1件ではないと思いますが、何件分ですか。1件ですか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

済いません、後ほど確認しまして御報告させていただきます。（「だったら休憩」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

しばらく休憩します。11時25分から再開します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。碓本保健福祉課長。答弁。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

申しわけありませんでした。件数につきましては691件ということになっております。

○町長（森田 弘光君）

申しわけありません。先ほど議案第61号で私が提案理由を説明いたしました。その中で数字の行き違いが2カ所ございまして、訂正のところだけを訂正させていただきたいと思います。議案第61号です。予算総額を62億7千588万5千円に定めるということと、町債については4千900万円という数字でございます。先ほど違う数字を申し上げたということでありましたが、先ほど申し上げたのは63億という数字と町債が6千万という数字を申し上げたようございまして。申しわけなく思います。訂正させていただきたいと思います。

○議長（武田 正光議員）

そのように議事録も訂正をさせていただきます。

○10番（松山 善太郎議員）

これは非常に気になるんですが、691件といたしますと3千円ぐらいですかね、1人。この691件というのは個人名がちゃんとあるわけですよ。これはどこから通知が来るわけですか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず、還付額が500円とか400円という期数で来ますので、件数的には多くなります。先ほど申し上げました特別徴収、年金からの天引き分で、年金機構が既に天引きしてある分については年金機構にお返しします。まだしていなくて特別徴収に分類されている方々の分が一覧表でまだ天引きしていないですよという形でシステムのほうから出力されてくるということになっております。一覧につきましては電算で印刷で出ております。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、予算措置をするということは、役場でこの方々にお金を返すわけですよ、伝票か何かで。その通知の方法とかそういうのを役場で全部段取りして1件1件に返すわけですか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

この方々につきましては全て口座のほう把握できております。それで、還付の手続をして振り込みが完了になった時点でお返しいたしましたという通知を送らせていただいております。

○10番（松山 善太郎議員）

これはもともと間違えたのはどこですか。年金機構で間違えているわけですかね。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

たしか7月なんですが、仮賦課という形で昨年の保険料とほぼ同額を1回通知いたします。その後に、その年の所得の確定が7、8月に確定いたしまして本賦課という形を取ります。そのときに一昨年より去年の所得が下がった場合には保険料が当然下がります。そこが大きいと既に納めていただいた分、仮賦課で通知した分より下がってしまうという、所得の更正というのが大部分の理由になります。

○10番（松山 善太郎議員）

わからないのは、この200万のうちに120万は役場の金が入るわけですかね。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

保険料の負担分、天城町の負担分ということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

年金機構が個人から取り過ぎたわけですよね。この120万というのは後で年金機構から役場にまた来るわけですか。ではなかったら少しおかしいんじゃないかな。年金機構が取り過ぎた。それを返すときに役場が120万負担をするというのが、6割負担するというのがよくわからんのですけど。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

申しわけありません。説明不足でした。まず、これは歳出還付と申しまして、去年納めていただいた分、去年既に入っていた分を歳入から返せないで歳出のほうで返しております。なので、今おっしゃっている120万については去年もう取っちゃっていて、そこからは返せないで歳出のほうで予算を組んでお返しせざるを得ないという状況になっているところです。

○10番（松山 善太郎議員）

釈然とはしませんが、多分120万は取っているんでしょうね。それで役場が取った分が120万となりますと、このじゃあ80万は何なのかという話になりますが、もうそこら辺は後でまた自分で勉強したいと思います。

その前のほうにちょっとだけ行ってみたいと思います。総務費は、これは私からわからないだけかもわかりませんが、介護保険の特別会計、その前のほうに一般会計への繰出金というのが68万8千円あります。一般会計の繰出金です。これはもう見なくても結構です。ここで一般会計への繰出金を返すのでしょうか、お金が余ったから。返すときに予算書がある。じゃあ、これは一般会計にも介護保険からの繰入金ということで予算措置がされるのではないですか。違いますかね。私の勘違いかな。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

○10番（松山 善太郎議員）

これはもう財政のほうの方がわかりやすいはずだよ、総務課のほう。繰り出したら繰り入れがあるんじゃないかなと思うんだけど、違うのかな。（「少々お時間を下さい」と呼ぶ者多し）いや、議長、いいですかね。

別にそんな答弁じゃなくて、当然そうあるべきじゃないかなということを知っているだけです。繰入金のところには一般会計のところにはないものだから、当然それは同じ議会の中で繰り出したら繰り入れるのが普通じゃないかなと思って聞いているだけです。それはまた後でしかもう、もしそうであっても後でしか処置はできませんので、忘れていたら忘れていたでもいいし、私が勘違いであれば勘違いでも結構です。

碓本課長、あと1件、国民健康保険事業です。医療費適正化特別対策事業という

のがあります。そこで保健師さんの賃金、これは医療費適正化特別対策事業及び保健事業費というので保健師の賃金が140万、看護師さんの賃金が24万減額になっていますけど、これは人が確保できなかったのか。事業自体ができなかったのか。もちろん、国・県の支出金が落とした分、丸々245万3千円ぐらい国・県の支出金が落ちていますので、国・県が入ったというのはわかります。この理由ですね。事業自体を採択してもらえなかったのか、それとも人が雇えないから返したのか、どちらかだと思います。お願いします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

賃金の減額につきましては、看護師及び保健師のほうの雇い入れというか、確保ができなかったということで減額しております。

○10番（松山 善太郎議員）

これは人が雇えたら当然できた事業なんですよ。今、国は予防とかそこら辺を非常に力を入れていますし、医療費の適正化、これは多分予防事業じゃないですかね。人が頼めないというのが初めから頼めなかったのか、途中で頼んだらやめたのか、今から雇う予定なのか、どちらですかね。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

看護師及び保健師につきましては、年度当初からハローワークのほうに募集を出しております。看護師につきましては途中で求職、こっちに希望を出していただいでやっているところです。

また、先ほどの事業のところなんですけど、本来であれば保健師がやったほうが補助事業対象になるんですけども、確保できなかったということで、看護師であったりほかの資格を持った者で対応して、事業そのものは実施しているところであります。

○10番（松山 善太郎議員）

この140万、保健師は初めからも頼めなかったわけですか。初めから頼めなかったわけですか、保健師は。今、当初でハローワークに行ったらいなかったというような聞き方をしたんだけど、4月からずっといないんですかね、保健師。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

嘱託で1名増員したいということでずっと募集しておりましたが、結果としては増員に至らずに今に至っております。

○10番（松山 善太郎議員）

これは当初240万組んであるんですね。御存じですよ。20万掛ける12で

すよね。これ、7カ月分落としているんですが、4、5、6、7、8、9、10、今は11、12ですよね。あともし雇うにしても3カ月しかないんですが、細かいようですが、予算措置するときは当初から落としているのであれば今答弁のとおりには180万落とすのが当然じゃないですか。違いますかね。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

おっしゃっているとおりだと思います。ただ、入力時期等もございまして、本当は一月のずれが正解だと思います。申しわけないです。

○10番（松山 善太郎議員）

こだわるのは、あなたのところはもう毎回補正を上げている。ただ、これを見ただけでも18万7千円とか、25万8千円とか、42万9千円とか、千円単位でずっと1億2千700万ですよ、4千700万とか、2千万とか、そこを千円単位でずっと補正を組んでいるんですよ。そこまで細かく正確にこだわるのであれば、こういったところももうちょっと正確にこだわってほしい。毎回千円単位で補正をしているんですよ。そんなもんじゃないはずなんですけどね、予算の組み方というのは。正確に組むものは結構ですよ。もう1回言いますよ。毎回千円単位で上げたり下げたりするのはいかなものかなと。9月あたりにどんとやって、3月で最後ある程度数字が固まったところで調整すると。それも神の手じゃないわけだから、千円単位で補正できないはずですよ、1億単位のお金を。そこら辺を正確にやるのも結構ですけど、毎回小さい金額で補正しないでね。特に国保とか特別会計の分です。そこは正確にやるのが当然でしょうけど、毎回それを千円単位でつくるほうも大変だと思いますよ。勉強のために小まめにやるのもいいんでしょうけど、気になります。ここはもう平山さんが終わっているわ。

一つ、39ページをお願いします。一般会計です。あと3、4件ですので。社会教育の保健体育費の地域おこし協力隊、これは当初予算を組んだときも、えらい中途半端だったんですが、今回また減額をしてあります。ここをかいつまんでどういったことなのか説明をお願いします。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

これは昨年までいた仁科さんの産休のための補正予算でございます。2月から復帰するというので、一応産休で残っていた期間をこの2月から6月まで、またお願いしたいということで相談がございまして、その方向で今進めているところでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

2月、3月の分ですね。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

はい。

○10番（松山 善太郎議員）

これは報酬が27万5千円残っているんですけど、幾ら払う予定ですかね。ここが中途半端な数字になっているもので気になったんですが、当初予算から気になりますね。75万5千円組んであった。復帰というとおかしいんですが、職場に戻ってくるのが遅くなったということですか、当初と比べて。27万5千円というのはどのような計算なのか。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

その辺は、16万という報酬の中でやっていたんですけど、2月の中旬、22日ぐらいから復帰する予定なんですけど、そこら辺はちょっともう1回調べてみたいと思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

あと少しです。お願いします。35ページお願いします。後ろから前に行っていますので。公営住宅です。先ほど吉村議員が言っていましたが、私はそんなにまで人がいいほうじゃありませんのでね。この3千万は何なのか。わかりやすく説明をお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えいたします。

3千万円の補正をお願いしてございます。その内容といたしましては、当初設計をしていただきました。我々としては、当初の段階でもある程度の消費税の増、2%の増があるということと、ある程度の物価の上昇はあるだろうということで、そこら辺は見込んで予算申請をしておりましたが、設計が11月11日に上がってきた中身を見て、その設計額と我々の当初予算額との差額が3千万ほどあるということで、今回補正ということでお願いしてございます。中身としましては、昨日も問題になりましたけれども、基礎杭の施工に関するものだけでも1千万ぐらいの増があったということと、あと各建築に際しましての資材品の見積単価が大分上がっていたということだというふうに私は伺っております。

○10番（松山 善太郎議員）

私は伺っていますと言いますと誰から伺ったのという話になりますが、杭の1千万というの、あと資材の高騰分で2千万ですよ。そんなに設計屋というのは、設計をする人はそんなに計算ができないもんですか、普通。

○建設課長（昇 浩二君）

我々の職員ということですか。

○10番（松山 善太郎議員）

この設計は職員がやったわけですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

失礼しました。設計の積算まで設計屋が行うわけです。その中で出てきた単価等があれば、その単価もみんな出てくるわけですが、そこら辺をうちの担当が見て、その辺の差額等の精査を今現在行っているところではありますが、そういった精査をしていくわけですが、そこら辺で去年との差額が出過ぎていると、去年との内装関係の材料にしても同じような材料しか使っていないんだけどということによってやっております。

また、設計業者に関しましては3社以上から見積単価をとって、一番低い単価を採用するという方向で積算したにもかかわらず、我々の思いとは違って開きが現在出ているというところなんです。

○10番（松山 善太郎議員）

どうも資材が上がったと申しますけど、1年でそんなに上がるものですかね。去年が工事費1億4千万ですよ、大体。6戸ですのでね。今年、ちょうど去年と同じ額で見えていますよ、1億8千400万。3千万といたしますとかなりですよ。杭というのも、今、昨日話題にしました住宅に杭はなかったわけですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今完成している住宅にしても、RCの2階以上になりますと、杭の地下の調査が必要になってきますので、杭打ちをしてございます。杭の単価が上がったということの原因は、1棟8戸と多少面積が広がったということで、杭打ちの数が多くなっていると。それと、今年度事業した場所と今度事業する場所において、今年度事業した場所が西側に行くほど深かったと、杭の長さが長かったということで、そこら辺を調査した結果、くい自体の長さも大分違って来たということで、杭打ち作業には1千万ほどの増額が出たということでもあります。

○10番（松山 善太郎議員）

杭というのが防災センターからずっとひっかかっていますのでね。防災センターの杭が話題になったところに、旭化成がどこか都会で杭を打って非常にいかがわしいと。杭が届いているのかどうか見ようがないと。防災センターあたりから杭がまたこういうふうにして補正まで組んで、防災センターも当初のあれでは全部で12、3億でできるというお話でしたよ。あっという間に20億を超えましたよ。それも主な理由は杭という話でした。初めて聞いたんですが、杭で予算が膨らんだと。また杭。次、また西阿木名も杭が出るんじゃないですかね。今の調子でいけば

よ。何となく私に言わせるとうさん臭い。あんまり感心しないですね。

もうあと2件ぐらいですので、我慢してもらいたいと思います。

34ページ、同じく建設課、土木費です。平土野港の工事負担金、これは毎回聞いているんですが、これが新しく154万5千円補正を組む理由をお願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

平土野の工事負担金、事業名が統合補助事業と海岸堤防等老朽化対策緊急事業という2事業がございます。統合補助事業につきましては、平土野漁港の船揚げ場補修、もう全て完了しているということであります。老朽化対策事業については、令和元年度におきまして波返しのゲートがありますが、その設計委託と、また、令和2年度の工事予定ということで伺っております。その事業費が統合事業につきましては本年度390万円、町負担額が52万円、海岸堤防老朽化事業につきましては本年度2千100万円、負担金が157万5千円ということで、負担金の総額が209万5千円となります。55万の当初の予算でありましたので、154万5千円の追加ということで補正してございます。

○10番（松山 善太郎議員）

わかりました。これもしょっちゅうやっていますので。

あと、大和城の観光地関連整備事業が3千50万、これは補正事業か何かでしょうか。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

お答えします。

今、議員がおっしゃいました補正でございます。前倒し分であります。R2からの事業の一部、7千650万円のうち3千50万円を前倒し事業で計上しております。

○10番（松山 善太郎議員）

これは補正対応ということになりますと、以前は吉村議員とかそこら辺の前田課長あたりが、校舎なんかをつくる時に補正対応でしたら負担分を裏負担で国がどこかで面倒見るようなことがあったんですが、これもございますかね。もう全部6割補助したら4割は町が出しっぱなしですかね。出しっぱなし。わかりました。あんまりメリットはないわけか。

32ページ、同じく商工水産課長ですね。32ページの徳之島空港利用促進協議会の負担金、これは何のためなのか。お願いします。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

既に議員の皆様方も御承知かと思いますが、年末年始、12月31日に大阪伊丹

空港から徳之島空港への臨時直行便、そして1月3日、同じように臨時直行便の就航が決定いたしております。ジェイエアの機材、95席乗りのジェット機を使用いたします。これにつきましての1路線2万円の助成に関する部分であります。1機95席ですので、12月31日の下りと上り、そして1月3日の同じく下りと上りで95席掛ける4ということになります。それを3町で均等割で助成をしたいということで補正をお願いをしているところでもあります。

○10番（松山 善太郎議員）

片道2万ですか。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

そうです。

○10番（松山 善太郎議員）

片道2万。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

はい。

○10番（松山 善太郎議員）

1回飛んだら4万ということですかね。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

往復利用した場合にはそのようになります。

○10番（松山 善太郎議員）

だから、4万ね。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

はい。

○10番（松山 善太郎議員）

4万の380か、満席で来たら。往復190だよ。これは3カ町均等割でしょうか。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

そのとおりでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

これは利便が上がるということで、お帰りになる方々にとっては大変ありがたいことだと思います。こういった飛行機が来るというので手放しでは、喜ばないんじゃないですか。各町から250万、3カ町では750万、760万という負担があるわけですので、そこら辺も一応お互い全部わきまえておく必要があると思いますよ。どれぐらい航空運賃がかかるものかわかりませんがね。となると、個人が出す飛行機の運賃はどれぐらいになっていますか、往復で。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

早割、ウルトラ割から通常の割引までいろいろございますが、平均で4万6千300円あたりとなっております。したがって、9万をちょっと上回るような金額となっておりますので、これにつきましても空港利用促進協議会で5月の末にJAL本社のほうに大都市圏との直行便、この要望を行ってきたわけですが、この料金体系につきまして発表になった後に、もう少し皆さんが購入しやすいような料金設定ができないのかというような問い合わせも行ってきました。年末年始の繁忙期ということでこういった料金設定になりましたが、直行便といいながら鹿児島経由や奄美大島経由と比べてのメリットがなかなか感じられないような感が地元としてはしました。記念の都市圏との臨時直行便でありますので、必ずこれをまず周知することと成功させることによって第2弾、第3弾、そして将来的には定期運航につなげていきたいという思いがございましたので、今回こういったことで3町、空港利用促進協議会と連携して助成をしたいということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

これはもう完全に満席で来るという想定ですね。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

はい。

○10番（松山 善太郎議員）

わかりました。きっちり対応してほしいと思います。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

間もなく正午になりますけれども、会議を続行してよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者多し）

○4番（奥 好生議員）

再度、予算書のつくり方です。先ほども先輩議員のほうからありました。目のところですが、目の名称が全く同じ字句でつくられています。役場の中心となる課といえば、総務課、企画課、そういったところだと思います。言われたことだけを訂正するんじゃなくて、なぜ訂正しなければならなかったのか。本来の法令とかそういったのをしっかりと見て、自分たちの都合だけが法令みたいな考えが何か30年以上ずっと慣例として事務がなされていると思います。私が役場に入ってきた当時、こういうこともありましたよ。総務課の財政のほうから、土曜日、日曜日は仕事を祭日なので3月31日の伝票起票はしないでほしいというような話も過去にあったんですよ。だけど、よく考えてみると、土曜日、日曜日でも仕事をしている職場もありますし、残業もしています。そういった法令にそぐわない自分たちの都合のい

い事務というのがまだ役場の中には多々あるような感じがします。法令に沿ったスマートな事務作業にしていきたいと思います。総務課長補佐、どうですか。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えいたします。

奥議員の法令にのっとり予算づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑。

○8番（秋田 浩平議員）

濟いません。一般会計ですけれども、20ページのホストタウン推進事業費について、どのようなことが行われるのか。新聞等で見ましたけど、内容がいまいわかりません。その説明と、36ページの防災費の修繕料193万6千円と組まれています。この内容、説明をお願いします。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

ホストタウン事業というものは内閣府の事業でありまして、私ども今2つの事業を実施する予定といたしております。一つは、相手国を招聘しまして、子供たちとの交流事業をやる予定としております。それと、あと一つが、地元出身のオリンピック選手を招聘いたしまして、これはレスリング競技ということなんですけれども、レスリング競技の教室を開催する予定といたしております。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えいたします。

消防の防災費の修繕料ということでありまして。三京分校に設置してある防災無線のほうで故障を行っておりますので、その補修ということで補正を計上したところでございます。

○8番（秋田 浩平議員）

ホストタウン事業は大変いい事業で、子供たちの将来のためにはいいことかなと思っております。

それと、私、防災費の修繕費、ちょっと勘違いしてしまして、防災無線とは知りませんでした。今の私たち、てっきり拠点施設の修繕、少し下がっているのかなと思っただけで聞きましたけど、今の段階で少し拠点施設の修繕費を上げて、今のうちであればそんな高額までいかないと思います。そういうような形で総務のほうでは少し考えてもらえないかと思っただけの話なんですけど、これは来年の予算に少しでも組み入れるということは、補佐の段階で補佐に聞いてもきついところはあると思いますが、これは私たち消防団の拠点施設でもあります。いろいろと10tタンクの件

とか、そういうのでも譲り合いをしながら今やっている段階でありますので、こういうところもまた踏まえてお願いしたいと思いますが。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えいたします。

昨日ですかね、一般質問等でもありました。雨漏り、あとはタイルのひび割れ等（「防災センターじゃない、拠点施設」と呼ぶ者多し）済いません、質問を勘違いしておりました。自分が今言えるわけじゃありませんので、持ち帰って検討したいと思います。

○8番（秋田 浩平議員）

よろしく申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

以上で質疑を終わります。

これから議案第61号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第4号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第61号、令和元年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第4号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第62号、令和元年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第63号、令和元年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第64号、令和元年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第65号、令和元年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 陳情第10号 徳之島自動車学校存続について

○議長（武田 正光議員）

日程第16、陳情第10号、徳之島自動車学校存続について議題とします。

陳情第10号、徳之島自動車学校存続につきましては、総務文教常任委員会の審議の結果、委員長より継続審査との報告がありました。

△ 日程第17 事務検査特別委員会の委員長報告について

○議長（武田 正光議員）

日程第17、事務検査特別委員会の委員長報告についてを議題とします。

これより委員長の報告に入ります。特別委員会委員長の報告を求めます。久田高志君。

○事務検査特別委員長（久田 高志議員）

それでは、事務検査特別委員会の委員長報告をいたします。

天城町防災センター建設工事に関する事務検査特別委員会の委員長報告をいたします。

令和元年第3回天城町議会定例会発議第1号において設置した特別委員会においての検査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、第1回目の委員会を10月24日、1委員欠席のもと、議会控室において開催しました。

引き続き検査に入り、それに対する要旨は次のとおりです。

防災センター建設に当たり、A工区・B工区の資料を照らし合わせていくと不自然と思われる点が多々ある。

3月24日に完成検査を実施しているが、工事書類の中では3月24日以降の施工や検査が確認される。

中間検査の写真は添付されているが、完成検査写真がほとんど見当たらない。

3月22日にコンクリートを打設、強度を確認しないまま3月24日に完成検査をしている。その後、4月19日に強度検査を実施している。

サッシの取り付けを4月20日ぐらいから5月半ばごろまで実施し、エレベーターの取り付けも5月末ごろまでしていると思われる。そのため、サッシ取り付けもエレベーター設置も完了しないまま完成検査を実施したと思われる。

鹿児島県工事検査規程に類するものが天城町にもあるのか。

契約書の中に履行遅滞の場合における損害金の条項があり、本町の当時の契約書

では年2.9%になっている。

繰越予算で実施しており、3月31日までに完成した形をとらなければならない状況があった。

工事が完了した形で検査をしたことで、その後、A工区・B工区の間トラブルが発生している。

以上のことから、工期がおくれた経緯等の点も含めて、資料を確認しながら職員への聴取が必要と判断し、次回委員会において関係職員の出席を求めることとした。

次に、第2回目の委員会を10月29日、全委員出席のもと、議会控室において米村総務課長及び担当職員の出席を求め、前回の委員会の検査で生じた疑義について説明を求めました。

その主なものとそれに対する答弁の要旨は次のとおりです。

まず、「A工区の中で一番最後の施工はどれか。」の質疑に対し、「屋上のコンクリート打設です。」との答弁でした。

次に、「22日、23日にコンクリート打設をして、24日に完成検査をするのは問題ないのか。間を置くなどはしないのか。」との質疑に対し、「本来であれば間をおくべきだと思います。同時に、医療センター、保健センターの工事があり、最初にくい打ち作業が必要となり、医療センター、保健センター、防災センターで同一の機械を使うこととなりました。順番的に一番奥の医療センターから実施し、保健センター、防災センターと順にくいを打ち始めたのですが、防災センターのくい打ちにおくれが生じてしまいました。そのため、工期的に間に合わなくなってしまい、検査の前日にコンクリートの一部を打設しております。」との答弁でした。

次に、「工事が完了しないうちに検査したことはないか。」との質疑に対し、「本来であれば4週強度を待ってから検査すべきだとは思いますが、補助金の都合で、どうしても3月いっぱい資料を送付しなければいけなかった。」との答弁でした。

次に、「最終的にエレベーターが設置されたのはいつなのか。5月末ごろだと思っているが。」との質疑に対し、「そうです。」との答弁でした。

次に、「お金の支払いも補助金請求の関係上、3月24日なのか。」との質疑に対し、「そうです。3月中に支払わなければならなかった。」との答弁でした。

次に、「当時の責任というのは総務課にあるのか。」との質疑に対し、「A工区は総務課で発注し、平成27年4月に工事に入ってから建設課に移行しています。保健センターと外構工事は建設課で発注しています。」との答弁でした。

次に、「杭打ちは設計に入っていたのか。」との質疑に対し、「設計の段階から入っています。」との答弁でした。

次に、「工期がおくれた理由は杭打ちだけではないと言っていたが、ほかの理由

というのはどのようなことがあるのか。」との質疑に対し、「天候のこともありませんし、杭が途中で何本か折れたこともありましたので、そういうハプニング的なこともありました。また、A工区の建築士が病気等で途中リタイヤしたこともありました。」との答弁でした。

次に、「全体的に写真に月日は入れないのか。」との質疑に対し、「県の監査の中ではなるべく月日を入れて撮りなさいと指示はありますが、なかなかそこまではできていない状況です。」との答弁でした。

次に、「建設工事や土木工事の検査を実施する際に、鹿児島県には工事検査規程があるが、防災センター建設工事において天城町工事検査規程の運用指針はありますか。」との質疑に対し、「平成25年に作成し、決裁はいただいていた。建設課では天城町工事検査基準、工事検査規程、工事検査要領にある程度沿って検査をしています。これが正式かと言われれば、町としては県に準じて行っているの正式だと思っています。」との答弁でした。

次に、「社会資本整備事業の要綱の中で、履行遅滞が発生した場合のペナルティーとして、工期遅滞分の補助金返納について調べてください。」との質疑に対し、「会計検査年度は3年です。」との答弁でした。

次に、「裁判しているという話は決着がついたのか。」との質疑に対し、「裁判ではなく調停という形で決着がつけました。」との答弁でした。

次に、「何回くらい調停したのか。」との質疑に対し、「3回です。」との答弁でした。

次に、「B工区は間違いなく11月30日に終わっているのか。」との質疑に対し、「検査後にA工区もB工区も手直しはありました。」との答弁でした。

次に、「完成検査時の3月24日にサッシもエレベーターもついてないが。」との質疑に対し、「エレベーターはできていて、確認はしている。」との答弁でした。

次に、「本当に最終で工事が完了した日付はいつかわかりますか。」との質疑に対し、「1週間くらい時間をいただければ。」との答弁でした。

最後に、最終工事完了日の調査と天城町工事検査規程の写しの提出を執行部へ要求しました。

以上で2回目の委員会は終了しました。

次に、第3回委員会を11月6日、全委員出席のもと、議会控室において開催しました。

その主なものとそれに対する答弁の要旨は次のとおりです。

初めに、前回の第2回委員会での質疑について回答をいただきました。その結果、最終の終了が5月14日との回答がなされました。

今回の検査の過程で生じた疑義として、工期がおくれたサッシやエレベーター設置の完成の写真があるのか。

5月14日に終了しましたとあるが、本当に終わったのか。

終了したという証拠は何か残っているのか。内部足場解体はA工区とB工区で本来どこがすべきものなのか。

工事がおくれた件と調停の因果関係はどうようになっているのか。

以上のことから、和解内容等について、現状で説明できる範囲の説明を求めながら、職員への聴取が必要と判断し、次回委員会において関係職員の出席を求めることとした。

次に、第4回目の委員会を11月12日、1委員欠席のもと、議会控室において米村総務課長及び担当職員の出席を求め、前回の委員会の検査で生じた疑義について説明を求めました。

まず、11月6日付で執行部へ提出依頼した内容について説明を求めました。

依頼内容については次のとおりです。

- 1、エレベーター設置完了年月日、検査写真等及びサッシ取り付け設置完了年月日、検査等写真の提出。
- 2、内部足場解体において、A工区足場解体作業月日及び解体責任はどこなのか。
- 3、調停について、現在状況を委員会で公表できる範囲内で。

以上の依頼内容に対する執行部の答弁として、口頭で説明いたします。

提出書類1、エレベーター最終設置年月日、検査写真等及びサッシ最終取り付け年月日、検査写真についてお答えします。エレベーターを取りつけた年月日ですが、平成28年4月18日に取りつけて、書類のほうは5月18日付で提出されております。サッシについては28年5月14日に取り付け終了しているとの報告を受けております。

2、内部足場解体について、A工区足場解体作業月日及び解体責任はどこなのかについてお答えします。内部足場についてはB工区に関係する工事であります。最終的に内部足場を全て解体した時期は平成28年9月5日になります。

3、調停について、現在委員会で公表できる範囲についてお答えします。調停については令和元年10月17日付で徳之島簡易裁判所より和解の決定が来ております。その内容については、円満に解決したということ以外、口外できないことになっておりますとの答弁でした。

その他、主なものとそれに対する答弁の要旨は次のとおりです。

初めに、「エレベーターの設置完了月日が間違っていないか。」との質疑に対し、「書類上、こうなっています。」との答弁でした。

次に、「基本的に足場も3月31日までに解体撤去すればいいだけの話じゃなかったのか。」との質疑に対し、「入札当初から足場を引き継ぐということになっております。」との答弁でした。

次に、「内部足場解体作業は最終的にどこが解体するか。」との質疑に対し、「B工区受注業者です。」との答弁でした。

次に、「エレベーターの取り付けはいつなのか。」との質疑に対し、「作業は4月12日から4月18日で終了していると報告を受けています。」との答弁でした。

次に、「サッシ完了日が5月14日までだったのか。」との質疑に対し、「はい。」との答弁でした。

次に、「エレベーターが4月18日に完了したときに立ち会いはしたのか。写真はあるのか。」との質疑に対し、「立ち会いましたが、写真はないです。B工区の完成とともに確認をするということで、B工区の検査と同時に確認と検査をしている写真がついていました。」との答弁でした。

次に、「エレベーターにしても、サッシにしても、写真がないということは、その時点でA工区のみでの検査というのをしていないのか。3月24日に検査を実施したということにして、後は見ていないのか。」との質疑に対し、「見てはいるのですが、検査はしていないということです。最初、取り付け変更は担当のほうで見ました。最後はB工区の完成検査時に米村建設課長、当時の西之原総務課長に確認してもらっています。」との答弁でした。

次に、「エレベーターとサッシは写真はないのか。」との質疑に対し、「工場製作時の写真があります。」との答弁でした。

次に、「施工計画どおりに工事着手していれば、おくれはなかったのでは。」との質疑に対し、「設計を何回かやり直して発注まで時間がかかったということです。医療センター、保健センターくい打ちに時間がかかったということです。」との答弁でした。

次に、「工期に間に合いそうにないということはいつごろから知ったのか。平成27年2月ということなのか。」との質疑に対し、「入札段階の平成27年2月からです。」との答弁でした。

11月21日、第5回目の委員会を2委員欠席のもと、午後1時30分から議会控室において開催し、これまでの調査内容について協議を行いました。

11月27日、第6回目の委員会を全委員出席のもと、午後1時30分から議会控室において開催し、これまでの調査内容について再度協議し、意見の集約を行いました。

11月29日、第7回目の委員会を1委員欠席のもと、午後1時から議会控室において開催し、これまでの調査内容について再度意見集約を行いました。その後、町長に出席を求め、その調査過程及び結果について報告を行いました。

その後、調査過程において、当委員会の意見として集約決定しました次の4点を委員会の意見として執行部に申し入れることが適当であると決定しましたので、議長においてよろしくお取り計らい願います。

1、契約書に基づいて、施工完了日まで2.9%の履行遅滞の場合における損害金を請求すること。

2、検査調書の虚偽報告はゆゆしき問題である。また、委員会においても虚偽答弁があり悪質である。よって、天城町職員の懲戒等に関する指針に基づいて厳正に対処すること。

3、工事発注に関しては、責任を明確にするためにも、工期、工区分け、工事担当・工事監督員等を慎重に判断し、また、工事事務、契約事務、財務規則にのっとりて工事に問題が起こらないようにすべきである。

4、明らかに雨漏り、タイルのひび割れがある。そのほかにおいても現状を確認し、補修が必要な箇所は保証期間内でしっかり補修させること。

以上で、事務検査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（武田 正光議員）

以上で、委員長の報告を終わります。

△ 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

○議長（武田 正光議員）

日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第 19 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

○議長（武田 正光議員）

日程第 19、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。
各常任委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第 4 回天城町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 0 時 26 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長 武田 正光議員

天城町議会議員 奥 好生議員

天城町議会議員 昇 健児議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長

天城町議会議員

天城町議会議員